兼業の許可について

- 一般職の公務員が兼業する場合は、**事前に**営利企業従事等の**許可が必要です。**
- 4月以降の兼業の有無について、同封の面接カードに記入をしてください。
- 兼業の予定がある場合、最終合格後に人事担当者から内容の確認を行います。
- 兼業が認められない場合は、どちらかを辞めていただく等の選択をしていただく 必要があります。
- 兼業の有無は試験の合否に影響しません。

〇許可手続が必要な主なもの(許可基準を満たしていれば原則許可されます。)			
項目	具体的内容	許可基準	
①報酬を得て事務または事業に従事		ア 職員の占めている職と 当該業務との間に特別な 利害関係がないこと。又 は、その発生のおそれが ないと認められること。 イ 職務の遂行に支障が ないと認められること。 ウ その他地方公務員法 の精神に反しないと認めら れること。	
②不動産又は駐車場の賃貸	 1 不動産の賃貸が下記のいずれかの場合 独立家屋の賃貸について、独立家屋の数が5棟以上ある 独立家屋以外の建物の賃貸について、貸与することのできる戸数が10室以上ある 土地の賃貸契約が10件以上ある 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の設備を設けたものである 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものである 2 駐車場の賃貸が下記のいずれかの場合 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場である 駐車台数が10台以上ある 3 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸収入の額が年額500万円以上である場合(不動産及び駐車場を賃貸している場合はその合計額が年額500万円以上である) 1、2 と同様の事情にあると認められる場合 建物、駐車場、土地の賃貸件数が合計10室相当以上ある	許可基準アイウに加え、 エ 下記手続きを家族や 管理会社等に委ね、自身 は経営の実務を担ってい ないこと。 記 「不動産又は駐車場の賃 貸」 ・入居者の募集 ・賃貸料の集金 ・不動産の維持管理 等 「太陽光電気の販売」 ・太陽光電気の販売」 ・太陽光電設備の維 持管理 等	

③太陽光電気の販売	電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上(複数の設備による場合はその合計値。共有名義で行う場合は販売に係る設備全体を対象として自営に当たるか判断する)である場合	
4 農業等	農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等の大規模経営で、営利を主目的としている場合(大規模経営の判断基準)□ 農繁期等に人員を雇用して収穫作業にあたるなど、雇用関係が発生している□ 100a前後の広さをもつ農地で農業を行う等	・許可基準アイウに加え、オ業務遂行の責任者が職員以外であること及び相続、遺贈等により家業を継承したものであ
⑤その他自営業	販売目的で大量の商品を仕入れたり、定期的・継続的に販売している場合 たばこやジュースの自動販売機の設置 等	<u>ること。</u>
⑥営利企業等役員	不許可 例 家族が経営する会社の取締役(無報酬でも不可)	_

[※] 問合せ先 人事局人事課監察室 052-954-6032(直通)